

守山北高等学校 同窓会規約（新規約）

- 第1条 本会は、滋賀県立守山北高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、事務局を滋賀県立守山北高等学校内におく。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、かつ母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦
 2. 名簿、会誌等の発行
 3. 母校発展のための援助
 4. その他必要な事業
- 第5条 本会は、会員を次の2種類とする。
1. 通常会員（滋賀県立守山北高等学校の卒業生）
 2. 特別会員（滋賀県立守山北高等学校の現旧職員）
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- 会長1名 副会長2名 会計2名
書記2名 監査2名 常任委員若干名
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。会長および副会長は、役員会において通常会員の中から選出する。
- 第8条 常任委員は各学年委員の中から若干名を互選する。学年委員は各クラス委員の中から1名を互選する。クラス委員は各卒業年度において各クラスから2名を選出する。
- 第9条 会計および書記は、会員の中から会長が委嘱する。書記は、本会の庶務を処理する。
- 第10条 監査は、役員会において役員の中から互選する。監査は、会計事務を監査する。
- 第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 本会は、次の会議を設ける。
1. 委員会 会長・副会長・各学年委員、および会計・書記をもって構成し、必要な事項を処理する。なお必要に応じ、各学年クラス委員を召集することができる。委員会は以下の事項について協議し、決議する。
決議事項
(1) 会則の制定、改廃および会費額の決定
(2) 会長、副会長、会計および監事の選任ならびに解任
(3) 本会の予算・決算、事業の計画および報告
(4) 本会の解散
(5) その他、会長、委員会または役員会において必要と定めた事項
委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 2. 役員会 会長・副会長・常任委員および会計・書記をもって構成し、必要な事項を処理する。
- 第13条 本会に顧問をおくことができる。
- 第14条 総会は必要に応じて開催する。将来、総会が定期的開催されるときには、委員会で行われる決議事項は総会で行うこととする。
- 第15条 通常会員は、入会と同時に会費3000円を納入する。
- 第16条 本会の経費は、すべて会費および寄付金の収入をもってこれに充てる。
- 第17条 会員名簿および会誌発行等に際しては、その幾分かを徴収することができる。
- 第18条 会員は、進学・就職した場合および氏名・住所・職業・その他身上に変更のあった場合は、その都度事務局に報告しなければならない。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第20条 本会の会則は、委員会に提議し、その議決によって改正することができる。
- 付 則 本会則は、昭和61年4月1日より施行する。
- 平成23年11月30日 改正 (第6条) (第8条) (第12条) (第14条)
(第20条) 以上